

令和4年厚木市農業委員会1月定例総会議事録

日 時 令和4年1月25日 火曜日 午後1時30分から午後2時50分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

3番 内 海 則 行 4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文 8番 井 上 謙 治

9番 山 川 宏 司 10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 曉 (会長職務代理者)

欠席者 1番 大 矢 和 人 2番 松 野 勝

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告6件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告23件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告2件)
- 4 時効取得による農地の権利移転又は設定の登記について (報告1件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (10件)
- 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (5件)
- 9 議案第4号 新規就農者の認定について (3件)
- 10 議案書5号 農用地利用集積計画の決定について (34件)

<議長>

ただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。
これより、令和4年厚木市農業委員会1月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の内海則行委員、4番の新藤悦子委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、12月11日から1月11日までに受け付けしたものでございます。
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、3件、4筆、面積は1,121平方メートルでございます。
法第5条につきましては、3件、5筆、面積は2,121平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、6件、9筆、面積は3,242平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、12月11日から1月11日までに受け付け

しましたものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は16人、農地の所有権を取得された相続人は23人、筆数は延べ89筆、面積は延べ51,243.61平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。ご報告する案件は2件でございます。

1番ですが、農地の所在地は、愛甲字川久保1筆、地目は田、面積は991平方メートルでございます。

貸人は愛甲西3丁目にお住まいのAさん、借人は愛甲西3丁目にお住まいのBさんでございます。貸人の都合により、令和3年12月9日に合意解約されたものでございます。

続いて2番ですが、農地の所在は、愛甲字新町3筆、地目は全て田、面積は合計で2,379平方メートルでございます。

貸人は愛甲3丁目にお住まいのCさん、借人は愛甲東2丁目にお住まいのDさんでございます。

貸人の都合により、令和4年1月4日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「時効取得による農地の権利移転又は設定の登記」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「時効取得による農地の権利移転又は設定の登記」について御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

本件につきましては、横浜地方法務局厚木支局において、登記原因を時効取得とし、令和3年12月13日付けで所有権移転登記申請がなされた旨の通知があったものです。

登記原因の日付は平成13年11月28日となっており、関係者から事情聴取をした結果、登記上の登記義務者と登記権利者が土地売買契約を締結したものの、農地法上の手続きがなかったことから登記ができず、登記原因日以降占有していることを確認しております。

所有権移転登記が完了していることから、県知事あて登記事案調査書を提出しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

何年をもって時効取得になるのでしょうか。

<農地管理係長>

悪意のある占有、今回は、農地法上の許可が必要にも関わらず、許可を受けずに占有していたという意味ですが、この場合、20年の占有により時効は完成となります。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、酒井にお住まいのEさん、対象地は、酒井字新宿1筆、登記地目は畑、面積は366平方メートルです。

当該土地は、昭和63年頃から農業用物置敷地として利用され、現在に至っております。

平成23年撮影の航空写真で宅地化していること、平成24年度固定資産評価証明書で宅地課税され

ていることを確認しております。

当該土地は、農用地区域内の農業用施設用地に指定されておりますが、農業用物置は農業用施設のため、農地転用許可を受けることができることとされております。しかしながら、当該土地における転用履歴はございませんでした。

今般、当該物置の建替えをすることとなりましたが、地目が畑で、転用の履歴がなく、さらに現況が非農地であるため、農地法上の手続きについて事務局に相談があったため、非農地証明書で対応することとしたものです。

これらの経過を踏まえ、堀池会長及び内海委員に資料確認と現地確認を依頼したところ、12月1日、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの判断をいただいたため、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、12月23日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、上依知にお住まいのFさん、対象地は、上依知字根田1筆、登記地目は畑、面積は37平方メートルです。

当該土地は、平成10年頃、農作業のためのコンクリート敷き駐車場が設置されるとともに、日陰を作る目的で植樹されましたが、耕作されなくなったことから樹木が成長し、山林化したものです。

最近になり樹木は伐採したものの伐根されず、西側は圏央道、東側は転用許可済みの土地に挟まれた、狭小で耕作の要に供することができない土地となっております。

平成23年撮影の航空写真で樹木が生い茂っている状況を確認しております。

証明願提出に先立ち、事前に相談があったため、梅澤委員及び井上委員に資料による確認を依頼したところ、12月16日、1番同様、農地に該当しないという判断をいただいたことから、12月24日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に3番でございます。

証明願提出者は、及川にお住まいのGさん、対象地は、及川字大門先1筆、登記地目は畑、面積は74平方メートルです。

当該土地は、狭小かつ三角形の土地であり、平成21年に相続した時点で耕作されておらず、位置、形状等から耕作の用に供することができない土地となっております。

平成22年撮影の航空写真で狭小かつ不整形な土地であることを確認しております。

証明願提出に先立ち、事前に相談があったため、小澤委員に資料による確認を依頼したところ、昨年12月16日、1番及び2番同様、農地に該当しないという判断をいただいたことから、1月4日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 6、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈専任主幹〉

ただいま議題となりました、日程 6、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について御説明申し上げます。

お諮りする案件は 10 件でございます。

初めに 1 番でございます。

対象となる農地は、愛甲東 3 丁目 2 筆、地目は田及び畑、合計面積は 990 平方メートルでございます。

渡人は愛甲東 3 丁目にお住まいの H さん、受人は同住所にお住まいの I さん、親権者、J さんです。

農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権の移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及びテレー等、労働力につきましては、父及び母の 2 人です。

続いて 2 番でございます。

対象となる農地は、三田南 3 丁目 2 筆、地目はともに畑、面積は 310 平方メートルでございます。

渡人は伊勢原市高森にお住まいの K さん外 2 人、受人は三田にお住まいの L さんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び妻の 2 人です。

続いて 3 番でございます。

対象となる農地は、愛甲字金地 2 筆、地目はともに田、合計面積は 1,926 平方メートルでございます。

渡人は愛甲西 1 丁目にお住まいの M さん、受人は愛甲西 3 丁目にお住まいの N さんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及びハーベスター等。

労働力につきましては、本人のみです。

続いて 4 番でございます。

対象となる農地は、愛甲字扱免 4 筆、地目は田及び畑、合計面積は 1,973 平方メートルでございます。

渡人は愛甲東 3 丁目にお住まいの O さん、受人は酒井にお住まいの P さんです。

代替地取得（道路買収）による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン機等。

労働力につきましては、本人、父及び母の 3 人です。

続いて 5 番でございます。

対象となる農地は、愛甲字新町3筆、地目は全て田、合計面積は2,379平方メートルでございます。
渡人は愛甲3丁目にお住まいのCさん、受人は酒井にお住まいのQさんです。

代替地取得（道路買収）による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン機等。

労働力につきましては、本人、妻、長女、次女及び母の5人です。

続いて6番でございます。

対象となる農地は、上古沢字上ノカイド1筆、地目は畑、面積は483平方メートルでございます。

渡人は座間市入谷東4丁目にお住まいのRさん、受人は飯山の有限会社S、代表取締役Tさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、ダンプ、トラック及びコンバイン等。

続いて7番でございます。

対象となる農地は、上古沢字上ノカイド1筆、地目は畑、面積は2,019平方メートルでございます。

渡人は上古沢にお住まいのUさん、受人は飯山の有限会社S、代表取締役Tさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、大豆の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、ダンプ、トラック及びコンバイン等。

続いて8番でございます。

対象となる農地は、愛甲字川久保3筆、地目は全て田、合計面積は2,462平方メートルでございます。

渡人は愛甲4丁目にお住まいのVさん、受人は愛甲東2丁目にお住まいのWさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、母、叔母及び臨時従業員の4人です。

続いて9番でございます。

対象となる農地は、愛甲西3丁目2筆、愛甲字川久保1筆、地目は全て田、合計面積は2,092平方メートルでございます。

渡人は愛甲西1丁目にお住まいのXさん、受人は愛甲東2丁目にお住まいWさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、母、叔母及び臨時従業員の4人です。

最後に10番でございます。

対象となる農地は、愛甲字川久保2筆、地目はともに田、合計面積は1,982平方メートルでございます。

渡人は愛甲西3丁目にお住まいのYさん、受人は愛甲西3丁目にお住まいのZさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び長男の2人です。

なお、1番から10番のすべてにおいて、農地法に規定する各基準は満たしております。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

<難波委員>

1 番についてですが、親権者とはどういうことでしょうか。

<専任主幹>

贈与を受ける I さんは未成年であるため、単独での法律行為は認められません。
本件は、未成年者への世帯内贈与であるため、実母が親権者となり申請されました。

<難波委員>

所有権移転後も、親権者が営農するというのでしょうか。

<専任主幹>

はい。引き続き両親が耕作します。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 6、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程 7、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」についてを御説明申し上げます。

お諮りする案件は 2 件でございます。

1 番でございます。

対象となる農地は、上荻野字王子原1筆、地目は畑、面積は330平方メートルです。

申請人は上荻野にお住まいのaさんです。

本申請は、農家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺の農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

申請人は、相続した農地を耕作するため、管理しやすい申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側及び南側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に設け、敷地内を転圧・整地の上、農家住宅を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック2段から3段積及びC P擁壁を新設するほか、一部既存鉄筋コンクリート擁壁を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵にて敷地内浸透処理、汚水処理につきましては、浄化槽にて処理し、オーバーフロー分が道路側溝に接続する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、下依知三丁目1筆、地目は畑、面積は173平方メートルです。

申請人は下依知3丁目にお住まいのbさんです。

本申請は、分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、依知南地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

申請人は、現在、実家に住んでいますが、手狭なため、実家に近く農地を管理しやすい申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び西側は畑、南側は道路、北側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、敷地内を転圧・整地の上、分家住宅を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側にコンクリートブロック1段から2段積み新設、南側に地先境界ブロックを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水処理につきましては、公共下水へ接続する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〈難波委員〉

農家住宅と分家住宅の違いを教えてください。

〈農地管理係主事〉

農家住宅は農家本家の住宅で、分家住宅は本家の農業を支える目的で次男、三男等、長子以外の子が、世帯を分けて建てられる住宅でございます。

なお、前者は、開発許可不要になります。

また、開発可能な敷地面積は異なり、農家住宅が1,000平方メートルまで、分家住宅は500平方メートルまでとされております。

〈難波委員〉

1番は、本家を別の農地に建て替えるということでしょうか。

〈農地管理課係主事〉

はい。そういうことです。

〈難波委員〉

自宅を売却すれば、新たに農家住宅を建てることができるということでしょうか。

〈農地管理係主事〉

現在の自宅を手放すことが確実な場合は、新たに建てるものが許可されるものです。

〈難波委員〉

自宅を手放す理由に制限はありますか。

〈農地管理係主事〉

農地法上の制限はありませんが、土地計画法上での規定については分かりかねます。

なお、1番につきましては、都市計画法上も認められるものとなっております。

〈難波委員〉

農家住宅を手放した後、農地に復元するという誓約のもと、申請できると考えてよろしいでしょうか。

〈農地管理係主事〉

一般的には、そういうことで解釈しております。

〈議長〉

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 8、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を御説明申し上げます。

初めに 1 番でございます。

対象となる農地は、三田南三丁目 2 筆、地目はともに畑、合計面積は 317 平方メートルです。

受人は三田南三丁目にお住まいの c さん、渡人は伊勢原市高森にお住まいの d さん外 2 人です。

本申請は、所有権移転による専用住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から 500 メートル以内かつ農地の広がりがある 10 ヘクタール未満の第 2 種農地です。

受人は厚木秦野道路建設事業により自宅が収用されることから、現在の自宅から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は宅地及び畑、西側及び北側は畑、南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、南側市道を中心から 2.5 メートルセットバックし、出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、分家住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、専用通路の東側はコンクリートブロック 1 段から 2 段積を新設、西側は地先境界ブロックを新設、住宅敷地周辺はコンクリートブロック 1 段から 3 段積及び地先境界ブロックを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水処理につきましては、公共下水へ接続する計画となっております。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が 500 平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて 2 番でございます。

対象となる農地は、温水字松久保1筆、地目は畑、面積は365平方メートルの内266.98平方メートルです。

借人は愛甲2丁目にお住まいのeさん、貸人は温水にお住まいのfさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

借人は約1ヘクタールの農地を耕作している本家の農業を支援するため、本家及び耕作地から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び西側は畑、南側は道路、北側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、敷地内を転圧・整地し、駐車場部分をアスファルト舗装の上、分家住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、出入口以外にコンクリートブロック土留1段から2段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透枳及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水処理につきましては、合併浄化槽にて敷地内処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、中荻野字本郷3筆、地目は田及び雑種地、合計面積は474平方メートルです。

受人は妻田北3丁目の株式会社g、代表取締役hさん、渡人は中荻野にお住まいのiさん外1人です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、荻野地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

受人は、土木工事業を営む法人で、資材置場が必要となったことから、令和3年8月20日付けで中荻野字成井田1筆、321平方メートルの農地転用許可を受けましたが、近隣住民との話し合いにより、砂や砂利など飛散する可能性がある資材を置くことができなくなってしまったため、当該資材置場から近く、管理がしやすい申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は墓地、西側は宅地、南側道路、北側は資材置場に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側にコンクリート打ちにて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、駐車場部分をアスファルト舗装の上、砂やコンクリートブロックを置く資材置場を設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、出入口以外に高さ1メートルの単管パイプ及び高さ50センチメートルの足場板張を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、愛甲三丁目2筆、地目はともに田、合計面積は1,469平方メートルです。

受人は寿町1丁目のj株式会社、代表取締役kさん、渡人は愛甲西1丁目にお住まいの1さんです。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、建設工事業を営む法人で、事業が順調なため、新たに駐車場が必要となったことから、現在使用している駐車場から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側、西側及び南側は道路、北側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、東側市道を中心から2.5メートルセットバックし、出入口を西側にスロープにて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、29台分の駐車場として利用するものです。隣接地等への被害防除措置について、東側、西側及び北側にコンクリートブロック2段から3段積を新設、南側は既存鉄筋コンクリート擁壁及びガードレールを利用し、周囲に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発規模が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

最後に5番でございます。

対象となる農地は、三田字屋敷2筆、地目はともに田、合計面積は2,045平方メートルです。

受人は大和市桜台2丁目の有限会社m、代表取締役nさん、渡人は妻田西1丁目にお住まいのoさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場及び資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、水道及び下水道が埋設されている幅員4メートル以上の道路に接しており、500メートル以内に2箇所の街区公園がある第3種農地です。

受人は、リサイクル業を営む法人で、事業拡大により新たな資材置場が必要となったため、交通の便が良く、周囲に住宅がないため騒音による苦情が少ない申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側は水路、南側は資材置場、北側は事業所及び畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、西側水路を5メートル暗きょ化し、出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利舗装し、駐車場及び資材置場を設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、東側及び西側の出入口以外にコンクリートブロック3段積を新設、南側及び北側は既存コンクリート擁壁を利用し、北側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断

されます。

本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和3年12月8日に、役員、地元農業委員及び事務局職員で現地確認を行っております。

なお、本申請は開発規模が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

3番についてですが、入口部分に一部コンパネのようなものが確認できますが、問題等はないでしょうか。

<農地管理係主事>

はい。問題はありません。

コンパネがある入口を除いた、上段部分に、単管パイプ及び板張りを設置し、資材置場として利用する計画となっております。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程9、議案第4号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第4号「新規就農者の認定」について御説明申し上げます。
お諮りする案件は3件でございますが、一括して御説明いたします。

申請人は、1番が長谷にお住まいのpさん、2番が妻田南1丁目にお住まいのqさん、3番が恩名3丁目にお住まいのrさんでございます。

pさん、qさん、rさんの3人は、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する「厚木市農業協同組合が行う農業塾の就農コース又は新規就農コース」の全過程を修了されており、令和3年12月7日付けで、修了証が交付されております。

耕作地につきましては、この後、議案第5号「農用地利用集積計画の決定」にて、御審議いただく農地でございます。

pさんの耕作地は、長谷字根下1筆であり、面積は892平方メートル、通作距離が0.15キロメートル、徒歩5分でございます。

トマトやキュウリ、ダイコンやカブなどの野菜の育成を予定しております。

qさんの耕作地は、上荻野字富士野1筆であり、面積は714平方メートル、通作距離が9.8キロメートル、車で20分でございます。

トマトやキュウリ、ダイコンやキャベツなどの野菜の育成を予定しております。

rさんの耕作地は、温水字大谷1筆、同字八反田1筆、飯山字亀井1筆の合計3筆であり、合計面積は2,624平方メートル、通作距離が1.5から5キロメートル、車で15分圏内でございます。

露地野菜でトマトやナス、トウモロコシ、白菜やネギなどの野菜の育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第2項に掲げる認定規準の要件すべてを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

5年後の目標所得が70万円という大きくない額ですが間違いはないでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

はい。間違いありません。

pさんは、無理なく楽しく農業をしていこうと考えておりますので、適宜、都市農業支援センターで指導いたします。

<小澤委員>

pさん及びqさんは、あまり農機具を所有されていないようですが、都市農業支援センターとして何か意見等はございますか。

<都市農業支援担当主幹>

これから農機具を揃える予定であることを確認しております。
また、農協でのレンタルも視野に入れるよう、指導していく予定です。

<井上委員>

厚木市の農業に貢献したい気持ちは伝わってきますが、もう少し自己PR等含め、気持ちを示していただけるような調査票を提出してもらえないでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

今後、提出時等に伝えてまいります。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第4号「新規就農者の認定」について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案4号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

次の日程10、議案第5号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第5号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

御審議いただく案件は34件です。

事前に議案を送付しておりますので、個別の申出の説明は省略させていただき、全体の概要のみ御説明いたします。

1番から34番までの合計集積面積は、36,360.88平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が32件、54筆、34,515.88平方メートル、賃借権が2件、2筆、1,845平方メートルで、ございます。

地目別では、田が5件、16筆、7,470平方メートル、畑が29件、41筆、28,890.88平方メートルとなっております。

利用目的別では、水稻が2件、普通畑が19件、露地野菜・野菜・畑が11件、果樹・露地果樹が2

件となっております。

契約期間では、3年間で28件、6年間で4件、9年間で2件、新規設定が19件、更新設定が15件となっております。

23番の借人は、新規就農者のpさん、24番の借人は、新規就農者のqさん、25番から27番の借人は、新規就農者のrさんです。

先ほどの議案第4号で、御審議いただきました3人でございます。

なお、1番から34番について、農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上、よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10議案第5号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年厚木市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

令和4年1月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
